栗原市

家具転倒防止器具取付事業

地震による家具の転倒は、ケガや事故の発生原因になるほか、避難の妨げになるなど大変危険です。家具の転倒を防止する器具を取り付ける場合に、作業員を派遣します。

● 対象世帯

① ６５歳以上の方のみの世帯
② 身体障害者手帳等の交付を受けている方のいる世帯
※ 身体障害者手帳等の交付を受けていない１８歳以上６５歳未満の方が同居している場合は対象となりません。
③ 母子家庭の世帯

● 対象家具と数量

たんす、食器棚、本棚、靴箱など　５点以内

● 申請に必要な書類

・申請書・承諾書
・障害者手帳等の写し（対象世帯②の場合）
・賃貸住宅の場合は賃貸人の承諾書

● 申請者の費用負担

取付作業料は無料（作業時間4時間以内）
転倒防止器具の購入は、申請者が負担します。

● 手続きの流れ

事業申請（申請者）
↓
決定通知
↓
現地確認（作業員）
↓
器具取付（作業員）

● 家具転倒防止器具

家具転倒防止器具は、申請者が事前に準備してください。
取付作業員から購入することも可能です。事前にご相談ください。

● 申請期間

令和７年５月１日から令和７年１２月２６日まで
※ 先着順に受付します。予定件数に達した場合は、その時点で受付を終了します。

裏面もご確認ください

● 家具転倒防止器具の種類と取付例

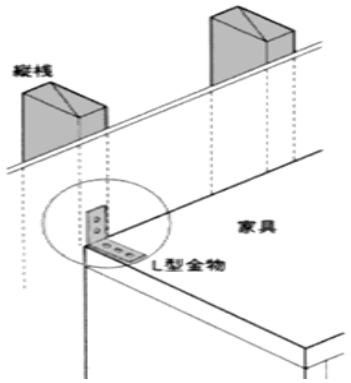

Ｌ字型金具

Ｌ字型の金具を、家具の天板部と壁の中の桟や鴨居などにネジで固定します。この金具は、安価で効果的です。

設置する壁（桟）や鴨居は十分な強度が必要です。家具の天板部は、しっかりと固定できる芯材のあるところに取り付けます。１つの家具に、必ず２個以上の金具を取り付けましょう。

ベルト式、チェーン式

家具と鴨居（横木）が離れているところに使います。家具、鴨居それぞれに取付けた金具をベルト、金属チェーン、ワイヤーで結合します。

横から見たとき、ベルト等の角度が小さいほど効果的です。ベルト等は、たるみのないようにピンと張りましょう。

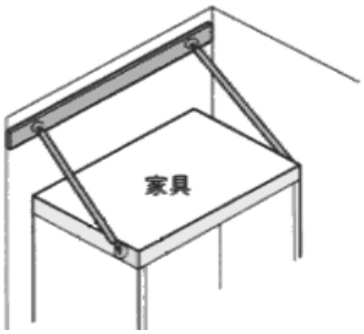

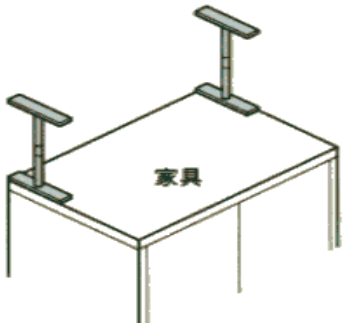

ポール式（つっぱり棒式）

家具と天井の間に棒を入れ固定します。ネジ止めすることなく、家具に傷がつきません。

家具の奥に２本設置します。家具と天井との空きが少ないほど効果的です。天井の強度が低い場合は、天井に板を掛け渡すなどの補強をしましょう。

● その他の注意事項

- 家具が転倒しないことを保証するものではありません。
- 取り付けにネジを使う場合は、家具や壁・柱にネジ穴などの傷がつきます。
- 建物の構造や家具の配置によっては、器具を取り付けられない場合があります。

● その他の震災対策事業関連制度

【木造住宅耐震診断助成事業】

【木造住宅耐震改修工事促進助成事業】

【危険ブロック塀等除却事業】

※詳しくは、各資料をご確認いただくか、建築住宅課まで問い合わせ願います。

【問い合わせ先・申請先】

栗原市 建設部 建築住宅課（TEL０２２８－２２－１１５３）

※ 申請には条件がありますので、事前にご相談ください。

表面もご確認ください